

会議録

会議の名称	西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会 第1回
開催日時	平成29年10月10日（火曜日）午後7時から午後9時5分まで
開催場所	イングリル3階 第1・第2会議室
出席者	部会員：荒牧部会長、早乙女部会員、菅野部会員、長倉部会員、浜名部会員、林部会員、古川部会員、保谷部会員 事務局：子育て支援部長 保谷、子育て支援課長 飯島、保育課長 遠藤、保育課主幹 岡田、児童青少年課長 齋藤、子ども家庭支援センター長 日下部、子育て支援課長補佐 渡邊、子ども家庭支援センター長補佐 金谷、子育て支援課調整係 栗林、田中、八巻
議題	1 内容 (1) 本日の会議スケジュール確認 (2) 【講話】子どもの権利条約及び児童福祉法改正について ～自治体で制定する子どもに関する条例との関係～ 講師：山梨学院大学大学院法務研究科 研究科長 荒牧重人氏 《質疑応答》 (3) （仮称）子ども条例制定に関するこれまでの経緯について (4) 今後の専門部会開催スケジュール（案）について (5) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について（自由意見） 2 その他 次回の専門部会について
会議資料の名称	資料1 西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会員名簿 資料2 （仮称）西東京市子ども条例の策定について（諮問）【諮問文写し】 資料3 （仮称）子ども条例策定に関するこれまでの経緯 資料4 （仮称）子ども条例検討専門部会スケジュール（案） 資料5 子ども条例を制定している主な自治体
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
1 内容 (1) 本日の会議スケジュール確認 (事務局から会議スケジュールについて説明) (2) 【講話】子どもの権利条約及び児童福祉法改正について ～自治体で制定する子どもに関する条例との関係～ ○荒牧部会長： 今回の条例制定検討の出発点は、西東京市の子どもたちの状況が非常に悪いとか、子どもの施策が不十分だとかということではない。今の子どもたちがもっと笑顔に、もっと自分たちの人生の主人公になるために、西東京市全体の取組みの根拠の一つとして条例ができればいいなと思っている。こういう議論では子どものマイナス面が多く出され	

がちだが、本来子どもたちが持っている力を大切にしながら、その力をより発揮できるような中身にしたい。

日本は1994年に158番目の締約国として子どもの権利条約を批准したが、その際、既に関連する人権条約や国内法があったため、批准のための法改正等はせず、留保を1か所（条約のうちこの部分には従わないということ）と2か所の条文解釈をした。

政府は、条約を踏まえて、児童虐待防止法、子ども・若者育成支援推進法等いくつかの法律を作ったり改正をしたりしたと述べている。一方で、国連・子どもの権利委員会からは、教育基本法の全面改正や少年法の改正は条約に反するという声がある。また、いじめ防止対策推進法の制定過程においても子どもの権利条約は考慮されなかった。

ところが、いろいろな対策をとっても虐待が増え、通告件数が増え続けていったことから、2016年に時の厚生労働大臣のイニシアチブと審議会の答申で、児童福祉法の理念が約70年ぶりに改正された。これは非常に画期的なことで、児童虐待に対応する取組の推進は、この改正が非常に大きいといわれている。

日本の子どもに関する法律は子どもを守るというもので、子どもが権利を持って権利を行使することを支援する法律はほとんどない。国際的にも、世界人権宣言や1966年の国際人権規約（全ての人の人権を保障した規約）では、子どもは守られる対象だった。それが、70年代に子どもの権利に関わる社会的な取組みがあり、子どもが幼いうちに亡くなってしまふこと、児童労働従事、ストリートチルドレン、少年兵等の緊急事態が、子どもが自らの状況を発信できないがゆえに静かに進行し、本来子どもが持っている権利が奪われているということで国連が取り組んだのが子どもの権利条約である。この条約で、子どもは権利を持ち、権利を行使する主体と位置づけられた。

改正前の児童福祉法第1条は、主語が「全て国民」で、子どもが健やかに生まれ育成するようにしなければいけないとしていたが、2016年の改正で主語が「すべての児童」となり、「その他福祉を等しく保障される権利を有する」として、福祉を権利として位置づけた。第2条には、その意見が尊重されるということと、子どもの権利に取り組む際のキーワードとなる「子どもの最善の利益」が第一義的に考慮されるということが書いてあり、第3条では、第1条、第2条が児童の福祉を保障する原理であり、すべての児童に関する法令の施行にあたって常に尊重されなければならないとしている。

「子どもの権利条約の精神に則り」という文言は子ども・若者育成支援推進法にも入っている。それに基づいて国際的にも評価されている子ども・若者ビジョンがつけられていて、子ども・若者白書が毎年出されている。子どもの問題を考えるときには、子どもから若者世代につながっていく視点を持ちながら取り組むことが必要になっている。

理念は、法律の制定の時も、法令の解釈・運用でも、施策実施にも参照されいかされるようにならなければ、理念のまま終わってしまう。改正された児童福祉法の理念をいかしていくことについて、国際的な考え方と、具体的に条例としたときにはどうなっていくのかという点を、皆さんと議論していきたい。

ユニセフは子どもの権利条約を実現することを機関の主要な役割としている。また、国連が子どもの問題に取り組むときには、この条約の趣旨や規定に則ってというのが必ず入る。地域の国際会議においてもこの条約に基づいて進めるということが当たり前になっている。私たちが子どもの権利という場合も、子どもの権利条約をベースにやっていくことになる。

権利擁護という文字は普通に使われるが、子どもの権利となるとすぐに「わがまま」「権利を有するなら義務も果たせ」「大人の権利も保障しろ」等いろいろといわれる。そもそも子どもはひとり人間として独立した人格と尊厳を持つ主体である。憲法第

13条に「個人として尊重される」とあるように、一人ひとりが大切にされる。権利意識の萌芽は自分が大切にされているという実感だ。通常わたしたちは、自分が大切にされているということを自分で自覚しながら生きていくことができるような施策やメッセージを子どもたちに送っていると思う。それはまさしく、子どもの権利とか自己肯定感と通底する。

よく子どもについて、未来の担い手だと言われることがあるが、それが強調されすぎると今を生きている主体だということが抜け落ちてしまう。子どもは社会の宝だともいうが、それが強調されすぎると社会の一員であり構成員であるということが忘れ去られる。そういうことを忘れないためにも子どもの権利が重要になってくる。

育つ・育てられる、支援する・支援される、教える・教えられる、という関係を一方的なものにしないために、子どもは主体であるという部分が非常に重要である。

また、権利は不可譲で不可分なものである。いじめの問題でも、貧困の問題でも、ある一部分が侵害されているように捉えられるが、遊ぶ権利、学ぶ権利等いろいろな権利が侵害されている。権利を総合的に考えていくことが重要である。

それから、子どもの権利というときには、当然子どもに関わる人たちの状況等を考えながらやっていく。子どもの権利だけが保障されることはない。条例でも子どもに関わる人、子どもの支援者の支援をどうすることが必要かということも問題になっていく。

もうひとつ、子育て支援ナンバーワンのまち等とよく言われるが、子育て支援と子ども支援は両輪のごとくやっていかなければならない。元々日本の子育ては、親が責任をもって育てなさいというのはなく、地域で異世代のいろいろな人たちが子どもの育ちに関わって支えていた。子ども子育て支援法は、実際には子育て支援策だ。本当の意味で子ども支援・子育て支援をやっていくためには、子どもの権利という国際的なものを強調することが必要になってくるのではないかと思っている。

子どもの権利は、国際的には第1次世界大戦の戦場になったヨーロッパで、再び子どもを戦争や紛争の犠牲者にしてはならないというところから始まった。同じ頃日本では、社会事業家たちが困難な地域や家庭に入って活動していて、子どもたちを救わなければならないということで、食べる権利、遊ぶ権利、寝る権利、夫婦喧嘩をやめてもらう権利が奪われていると、あえて権利という強い言葉を使って主張した。子どもの権利条約ができたからというわけではなく、子どもの現実の問題から取組みが始まったというのはちゃんと頭に入れておいてほしい。

子どもの権利条約は子どもの権利保障のグローバルスタンダードである。日本は批准しているので、法的に言うと日本国憲法よりは下位だが、法律よりも上位規範になる。行政はこの条約を実施することが義務づけられている。自治体は国際的にはローカルガバメントなので政府と一緒にこの条約を実施していくこととなる。大切なのは、この条約を理念のままにとどめずいかに具体化していくかということである。

条約は国際的にも専ら保護の対象にされていた子どもを、権利を持って権利を行使する主体としてみなしている。生まれる環境を選べない子どもがその環境に関わらずひとりの人間として自立できるように、具体的な権利が全会一致で合意をされ国連で採択されている。

この条約を理解するときには、子どもの差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、命の権利を大切にしていくこと、子どもの意見の尊重という4つを、一般原則として基本に置きなさいというふうに言っている。

権利人権の出発点は命の権利である。これを否定する人は誰もいない。ところが子どもの権利というところがままたまになるとか言う。権利というのは、実際に主張したり行使し

たりすることなしに身につくことはない。実際にワークショップをすると、自由であるためにはお互いの権利を尊重しないといけないというのは、子どもたちの方がよくわかっている。他人の権利を尊重しながら自分の権利を行使するというを身につけることが重要だ。それをわがままだとか義務を果たせとかいうのが今の状況である。それに対して条約の42条は条約の趣旨や規定を大人と子ども両方に周知しなさいとしている。そのくらい、世界的にも子どもの権利に対する理解は十分ではないということである。

この条約の新しいところは、子どもにとって最も良いことは何かを大人が判断するときには、子どもの意見を聞いてそれを尊重しながら判断しなさいということだ。0歳児など言葉や紙に書いて表現することが難しい子どもも権利を持っているので、意思意向というふうに広く捉えていいということになっている。子どもの意見の尊重については、政府の訳では子どもの意見表明権といっているが、国連・子どもの権利委員会は単に意見を聞けばいいということではなくそれを尊重しなさいとしている。言いなりとも違う。受け止めて聞いていくにはそれなりの関係づくりが必要だし、すごく難しい。

当然この条約は日本国籍を持つ子どもだけではなく、日本国内に生活する外国にルーツを持つ子どもたちにも適用される。子どもは差別を受けやすいので子どもの権利条約の差別禁止事項は非常に手厚い。親の肌・言語・出身・財産で差別をしてはならない。家族の言った意見や地位でも子どもを差別してはならないということが入っている。

条約の実施状況については、国連・子どもの権利委員会という国際的なチェック機能がある。2010年の第3回目の審査で懸念と勧告がなされている。立法措置については、条約を踏まえて包括的な子どもの権利の法律を制定することを検討し、さらに国内法規範と整合的になるようにしていきなさいとしている。国はなかなか子どもの総合的な法律を作らないので、条約をベースにしながらかつ西東京市に応じた総合的な法規範をつくらうとしている部分があると思う。例えば、調整機関として明確な権限と十分な人的・財政的資源を有する適切な国内メカニズムを構築し、それは市民組織と協力してやっていきなさいということについて、西東京市は総合的な行政組織を作ろうとしている。中長期を含めた行動計画を作りなさいということについて、西東京市は子育て・子育てワイワイプランをつくって総合的に進めようとしている。条約に則って市で実施している側面が結構ある。そういうのも踏まえながらやっていくということが求められている。

これまでは子どもがダメ、親・家庭がダメ、学校がダメ、とダメダメ論で政策を作っていたが、それを追求しても何も生まれぬ。まち全体で子どもの育ちを保障していこう、まち全体を子どもの遊び場、学びの場、活動の場にして子どもの育ちを支えるようなところにしていこうという取組みを少しずつやってきた。子どもに優しいまちは、全ての人に優しいまちである。

ユニセフによると、子どもに優しいまちとは子どもの権利条約を実現しようとするまちである。基本理念は条約の4つの一般原則であり9つの要素をあげている。ほかに、西東京市で進めている子どもの居場所作りというのは、この鍵となる要素に加えるべきだと思っている。そういうことも考慮しながら、子ども自身が使える仕組みというのが問題になってくる。手だてがあるだけではダメで、それを使えるように支援されなければ意味がない。

最後に、なぜ条例づくりなのか。

子どもに優しいまちづくりというものの国際的な特徴のひとつに、ヨーロッパの場合は子どもに優しい空間とかを重視した取組みがあるが、日本の場合は条例を作ってそれに基づいて計画を推進したり、制度をつくったりする。条例ができることによって、西

東京市のこれまでの制度、行政あるいは市民の取組みがどういうふうに進展するのか。子どもたちの現実・意見意向を踏まえ、行政の状況・取組みを踏まえ、さらに市民社会の中での子どもに対する取組みも踏まえることが西東京市の条例の特徴になるし、効果があるものだと思う。何よりもこういう条例は、市民がこの条例と一緒に実現することが決定的に重要である。市民の力なしに条例が効果的に実施されるということはない。西東京市も条例の案をパブリックコメントすると思うし、条例をつくるプロセスが何らかの形で見える若しくは関わるができる。そういう意味で条例が持つ意味は凄く重要だと思う。

国連・子どもの権利委員会やユニセフの子どもに優しいまちの鍵となる要素に、独立した相談救済の機構を作りなさいというのがある。地方自治法ではそういう機関は想定しておらず、規定もない。そういうものは、この条例で根拠づけることになってくる。そういうことをこの部会でやっていくことになる。

《質疑応答》

○長倉部会員：

子どもの最善の利益をベースに考えなければならないということだが「これが最善の利益だ」と定められているものがどこかにあるのか。

○荒牧部会長：

規定はない。子どもの最善の利益について国連・子どもの権利委員会が出している指針があるが、そこでも子どもの最善の利益についての定義はない。子どもにとって最も良いことは何かということを一義的に考慮される権利が子どもにはある。手続き的に子どもの意見を尊重しながら物事を決めなさい、子どもの最善の利益に適うように様々な法解釈をしていきなさい、となっている。実際に判断する時に子どもの意見を聞いて、これが最善の利益であるというふうに考えることが重要だということである。

(3) (仮称) 子ども条例制定に関するこれまでの経緯について

(事務局から資料3について説明)

○荒牧部会長：

古川部会員は前の条例要綱案に関わっているが、補足はあるか。

○古川部会員：

冒頭に子どもの権利について講話をいただいた。わたしたちも当時そういう思いのもとでスタートし、子どもたちの直接の声を聞くとか市民の意識ということに関しては時間をかけて取り組んだし、文言についても一文字一文字練り直しをしながら、誤解のないように伝わりやすいように、優しいという意味合いを含めた「すべての人たちが」ということもみんな把握しながら進めていたつもりだった。

子どもの権利というものを市民の方々にわかっていただくためにお便りのようなものも発行して、私も策定委員として文章を書かせていただいたこともあった。

権利という言葉自体は否定的なイメージからスタートしてしまうと、それよりほかにやるべきことがあるだろうというところに流れていくということも十二分に経験をし

た。しみじみ難しい問題だとは思ふ。子どもの権利について考えるということは子どもを理解することそのものだ。わたしたちは幼児教育の現場で、おこったことを肯定的な目で見ると。どうしてそう思ったのか、そういうことをしたのか、というところからスタートしていくと、納得できることがある。教えてやるとか、導いてやるとか、イエスカノーかを与えるとかでは見えなくなってしまう問題なので、非常に難しい。

10年前にやりはじめたのに、もう一度この権利の話についてやらなくていいのかという声は、結局市民の中から湧き上がってきたとはいえなかった。そういう意味ではまだまだ熟しているとはいいがたい土壌の中にはあるのだろうと思っている。

○荒牧部会長：

事務局の経過説明や子どもの声等を丁寧に聞きながら作られた前回の要綱なども参考にしながら、西東京市にふさわしい条例や条例に基づく取り組みを進められるようになればいいと思う。

(4) 今後の専門部会開催スケジュール（案）について

（事務局から資料4について説明）

○荒牧部会長：

5月に答申ということは、報告内容の決定を4月までにしてほしいということだ。それまでどうするかは部会側で要望を出せると思うが、非常に短い期間だと思う。理想の条例というのはないので、今の西東京市の子どもたちの状況や取り組みを少しでも進める内容のものを5月の答申に間に合わせることになるかと思う。

皆さんはそれぞれ現場を持っている。条例や規定ができることによって、自分たちが関わっているところがどう前進していくのかという視点がすごく重要だと思う。行政も条例制定前の施策とこれからの部分がどう変わっていくかを行政各部署が自覚しない限り、これまでの施策をそのまま推進するだけで終わってしまう。

条例の考え方や規定、その規定に基づく制度や取り組みがあることによってどういうふうに変っていくのか。よりよく変えていくためにどういうことが必要だと考えるのかということで発言していただいて、それを基にしながら皆で条文案を検討していければいいと思う。

子どもの意見、意思意向を反映させることについては、それなりのスキルや資質が必要になってくるので、集まってやってもらうことは専門家の林部会員にやってもらう。ただ、どういうことを聞くとか、こういうふうするというのは、ここで確認をした上でやってもらうことになるかと思う。そういう進め方でよろしいか。

（異議なし）

(5) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について（自由意見）

○荒牧部会長：

条例というものをあまり意識しないで、もっとこういうふうにしていくといいんじゃないかとか、こういう支援、こういう条件、こういう状況になればよりいいんじゃない

かとか、そういうことを含めて意見をいただきたい。

○保谷部会員：

市民に子どもたちの権利を理解してもらうには、資料にある食らう権利、遊ぶ権利、寝る権利、夫婦喧嘩をとめる権利といったものを具体的に市民に示していくべきなんじゃないか。最大の権利は生きる権利で、生きる権利をどう子どもたちにどう与えていくかということを市民に説明していく必要があるんじゃないかと思う。

わたしは学校で、安心・自由・自信を与える学校づくりというのをやっているが、この中で一番抵抗があるのが自由である。子どもたちに自由を与えるというと、自由の前に義務があるだろうと、まさに先ほどの講話にあった話と同じ意見が出る。ただ、そうではない、子どもたちがノーといえる自由、嫌だと言える選択肢を与えようと説明するとわかってくれるので、これをまず市民にご理解いただいて、条例が制定できるようにしていければいいのではないかと思う。

○菅野部会員：

私は差別が気にかかる。東日本大震災でもいろいろな子どもがいろいろな差別を受けて、虐待もあったし、いろいろなことがあった。あとは子どもの自殺について、ほかの子の自殺を受けて、あの子は生命を絶てた、自分にはできない、うらやましいという手紙をもらったこともある。いまの子どもは他人を意識したものがとても強く感じられるので、いろいろな差別に対して少し考えていきたい。

それは生きるということにもつながると思う。人権教室では命の大切さを訴えていて、子どもはその場で感想はうまく書いてくれるが、半分以上の子どもはその場限りの命の大切さしか思っていないのではないかと感じている。

○荒牧部会長：

子どもの権利なのか子どもの人権なのかというのは昔から論争がある。人権はすべての人に適用される部分である。子どもの権利条約で例えば遊ぶ権利まで定めているというのは、子どもにより豊かな権利保障をするということであるので、ここでは子どもの権利というふうにしたい。

政府も例えばいじめ問題だと、法務省や人権擁護委員は子どもの人権の侵害だという形で取り組むが、文科省は権利人権の問題ではなく教育指導の問題として取り組む。ここにギャップがあって、いじめている子どもや傍観している子どもの指導に一生懸命になって、いじめられている子どもは自分で抱えるか逃げるしかないというのが実情だ。いじめ防止対策推進法でも徹底して守り抜くと言っているが、実はいじめている子どもやいじめを傍観している子どものほうに目が行ってしまう。そういう意味では、権利人権の視点でこういう問題を考えていくということは重要だと思う。

○浜名部会員：

私は、親の価値観の多様化、例えば育児放棄だとか子育てに自信がないとか、そういう親もいるというなかで、子どもが養育を受けられない、食べられない、そういうところも子どもの権利として考えなければいけないと思う。今日の日本で食べられない子の問題とか、子ども食堂と聞いたときにびっくりした。その辺も含めて考えたい。

○荒牧部会長：

いま子ども食堂という形でやっているのが400以上、非公式では1000以上の取り組みが全国でなされているといわれている。食はとても重要だし、それを通じて居場所になったりもしているので、条例によって進むような方向を検討するということだと思う。

○古川部会員：

子どもはこういう権利があるのだからちゃんとやれ、という条例にならないことがとても大切で、それぞれが自分のこととして、子どもの最善の利益のために自分はこれをしなくてはいけないな、という思いを持つような形になるようにしたい。

あと、子どもがいることはすごく幸せだということをもっとアピールしたい。子どもがいて幸せだと思っている人は実はたくさんいるが、表現されることは子育てって辛いとか、子どもってお金がかかるとか、マイナスなイメージが強くなりがちなので、子どもがいて幸せですねというような雰囲気もしっかりと形として表せればいいと思う。

○荒牧部会長：

雰囲気はなかなか条例文案にするのは難しいが、子どもたちが安心して意見をちゃんと言って参加できるという雰囲気作りはすごく重要だ。

○早乙女部会員：

正直言うとほとんどわからない。条例が10年前から検討されていたこと自体知らなかった。これを広めようとされたことはあったのか。

○古川部会員：

諮問を受けて検討して条例要綱を提出したが、議会には上げていただけなかった。個々の活動としてはやっているつもりではいるが、わかりにくいとおもう。少し具体的な形で子どもの権利が伝わっていくと、理解されるのに役立つのかなとは思う。

○早乙女部会員：

一市民として、子ども条例とか子どもの人権とか、わたしのクラブにいるスタッフや子どもの保護者全員にこれを理解させてフラットにやるのはたぶん不可能だと思う。来年の5月で条例案が決まったとしても、それが伝わらないと意味がない。

クラブでの出来事にいろいろ頭をめぐらせて、高齢者も障害者も親子でやるものも含めてクラブで取り組んでいることを全部ひっくるめていろいろ考えても、条例ができて施策がうまくはまってるうちのクラブはよくなるというのが、申し訳ないが正直今の時点ではピンとこない。それが率直な意見だ。

○荒牧部会長：

その率直な意見がきわめて重要で、この条例だとちょっと変わるかもしれないと思えたら、この専門部会は成功かもしれない。条例ができてすぐ変わるということはありません。実際に、子どもの権利とはいわなくても、子どもの権利を大切にしている取り組みはたくさんある。それを自覚するというのと、条件をよりよくしていくためにはどうしたらいいかというのをどんどん出してもらって、最終的に西東京市の子どもたちにふさわしいものができればいい。

○長倉部会員：

子どもが育ちやすい、みんなに優しいまちづくりで、誰もが子どもに関心を向けるということになると、苦情を言うてくる家庭もあるだろう。アンビバレントなもの双方に有効になるように考えていくのはとても難しいことだと思っている。

厚労省や文科省のいうことも、ときおりアンビバレントなことがおきていて、子ども一人ひとりのニーズに沿った対応をとるのでそのとおりにしたいと思うと、教育方針ではそうはできないといわれたりして、そういうことはとても難しいと感じている。

改正前の児童福祉法第1条は、すべて国民は子どもたちを平等に～と書かれていて、主語を自分に変えて考えるとわかりやすかった。子どもが主体になったことで、人によっては他人事に受け止めたり、自由の行使がフォーカスされたときに子どもをフォーカスされがちになるのが、大人側からすると抵抗を感じる人も多い。そこがわかりやすい、伝わりやすいというものにしていけたらいいなと感じている。

○林部会員：

この議論は大人がしているが、子ども条例なので、子ども参加のなかで子どもたちが自分の意見を言うていき、これは自分たちのための条例なんだと思えるようにしていくことがすごく大事だ。西東京市は子どものことに向き合っているまちなんだと子どもながらに感じられるのは、彼らが成長していく上で非常に大事になってくるのではないかなと思っている。大人が子どもに与えるというよりは、子どもと一緒に考えてつくっていくところを丁寧に行っていきたい。

子どもの権利といわなくても子どものことを思っている大人は結構いて、西東京市ではすべての中学校に子どもカフェという居場所をつくろうとしている。ほかの自治体ではそういうものはない。そういう子どもにとって居心地のいい場所をつくってくれていることも権利だと思えるようになるきっかけになっていけたらいいと思っている。

中学生だけではなく小学生、あるいは場合によっては、就学前の子どももいろいろと思ったり感じてたりすることもある。限られた時間のなかで子どもたちの声をきちんと反映しながら、大人の責任としてまとめていくというところはやっていきたい。

○荒牧部会長：

資料5は、次回の冒頭で西東京市の要綱と自治体ではこんな条例ができているということ少し踏まえて、具体的にどんな中身をつくっていけばいいのかということからはじめていきたいと思う。よろしいか。

(異議なし)

2 その他

○事務局：

次回の専門部会は、今月23日（月）午後7時から、市民会館3階の第1・第2会議室で実施をさせていただきます。

閉会